鑑　定　連　絡　票

岡山家庭裁判所

本人（　　さん）に対する鑑定の引き受けについて，以下のとおり回答します。

□ 家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合，鑑定を引き受ける。

＊鑑定費用につきましては，５万円以内でお引受けいただいています。

・鑑定期間は，　約　　日 必要である。

＊一般的には，１か月程度で鑑定書を提出していただいています。

・「鑑定書作成の手引き」の送付

□ 希望する（ご希望のない場合はチェック不要です）

・書類の送付先

□ 診断書記載の病院等の所在地と同じ

□ 次の住所への送付を希望する

送付先住所

□ 鑑定を引き受けることはできない。

理由（　　）

□ 鑑定を引き受けることはできないが，代わりに下記の医師を紹介する。

医師氏名　　（　　科）

病院等の名称

所在地

電　話

年　　月　　日

回答者氏名

［平31.4版］